

令和8年度 徳島市西須賀最終処分場 維持管理状況

項 目		内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
埋め立てた 廃棄物	一般 廃棄物 (ton)	焼却灰	-	-	-	-								
		不燃物	-	-	-	-	埋立終了							
		清掃土砂	-	-	-	-	埋立終了							
	合計		-	-	-									
擁壁の点検		点検を行った年月日	R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
遮水効果低下するお それが認められた場 合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
遮水工の点検		点検を行った年月日	R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
遮水効果低下するお それが認められた場 合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
周縁地下水の 水質検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
周縁地下水のダイオ キシン類検査結果		採取した場所	別紙1、2のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水 質の悪化が認められ た場合に講じた措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
放流水の 水質検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
放流水のダイオキシ ン類検査結果		採取した場所	別紙3のとおり											
		採取した年月日												
		結果の得られた年月日												
		水質検査結果												
水質検査の結果、水 質の悪化が認められ た場合に講じた措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
調整池の点検		点検を行った年月日	R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
点検を行った結果、調 整池が損壊するおそ れが認められた場合 の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
浸出水処理設備の点検		点検を行った年月日	R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
		点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
点検を行った結果、浸 出水処理設備の機能 に異常が認められた 場合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-	-								
		措置の内容	-	-	-	-								
導水管等の防凍のため の措置の点検		点検を行った年月日	-	-	-	-	埋立終了							
		点検の結果	-	-	-	-	埋立終了							
点検を行った結果、防 凍のための措置の状 況に異常が認められ た場合の措置		措置を講じた年月日	-	-	-									
		措置の内容	-	-	-	-								
残余の埋立容量の測定		測定を行った年月日	-	-	-	-								
		残余容量(m³)	-	-	-	-								

別紙1 周縁地下水の水質検査結果 その1

令和 8 年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				周縁地下水井戸①											
試料採取した年月日				R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
水質検査結果の得られた年月日				R8.5.8	R8.6.12	R8.7.10	R8.8.7								
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-								
	電気伝導率	mS/m	-	46.2	43.3	47.7	36.2								
	または塩化物イオン	mg/L	-	67.4	63.5	83.7	47.4								
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-								
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-								
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-								
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-								
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-								
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-								
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-								
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-								
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-								
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-								
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-								
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-								
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-								
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日: 結果の得られた年月日:

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙2 周縁地下水の水質検査結果 その2

令和 8 年度				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所				周縁地下水井戸②											
試料採取した年月日				R8.4.24	R8.5.26	R8.6.26	R8.7.28								
水質検査結果の得られた年月日				R8.5.8	R8.5.12	R8.7.10	R8.8.7								
周縁地下水 水質検査結果		単位	維持管理上の基準値												
その他	1 ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	1以下	-	-	-	-								
	電気伝導率	mS/m	-	16.3	13.6	10.9	23.2								
	または塩化物イオン	mg/L	-	13.1	9.5	3.7	12.2								
維持管理基準省令 別表第二 (注2)	1 アルキル水銀	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-								
	2 総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-	-	-								
	3 カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-	-	-								
	4 鉛	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	5 六価クロム	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	6 砒素	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	7 全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-								
	8 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-								
	9 トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	10 テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	11 ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	12 四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								
	13 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-	-	-								
	14 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-								
	15 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-								
	16 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-	-	-								
	17 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-	-	-								
	18 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								
	19 チウラム	mg/L	0.006以下	-	-	-	-								
	20 シマジン	mg/L	0.003以下	-	-	-	-								
	21 チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-	-	-								
	22 ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	23 セレン	mg/L	0.01以下	-	-	-	-								
	24 1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-	-	-								
	25 クロロエチレン	mg/L	0.002以下	-	-	-	-								

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日: 結果の得られた年月日:

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別紙3 放流水の水質検査結果

令和 8 年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試料採取した場所			浸出水処理施設の放流ポンプ槽											
試料採取した年月日			R8.4.1	R8.5.1	R8.6.4	R8.7.1								
水質検査結果の得られた年月日			R8.4.13	R8.5.15	R8.6.17	R8.7.9								
放流水	水質検査結果	単位	維持管理上の基準値											
その他	ダイオキシン類 (注1)	pg-TEQ/L	10以下	-	-	-	-							
維持管理基準省令 別表第一(注2)	1 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと(注3)	-	-	-	-							
	2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-	-							
	3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	-	-	-							
	4 鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	5 有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-							
	6 六価クロム化合物	mg/L	0.2以下	-	-	-	-							
	7 砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	8 シアン化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-							
	9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	-	-	-	-							
	10 トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	11 テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	12 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-							
	13 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	-							
	14 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-							
	15 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-							
	16 シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-	-							
	17 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-							
	18 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-							
	19 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-							
	20 チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-							
	21 シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-							
	22 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-							
	23 ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	24 セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	-	-	-							
	25 1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	-	-	-							
	26 ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	-	-	-	-							
	27 ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	-	-	-	-							
	28 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	-	-	-	-							
	29 水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8以上8.6以下	7.9	7.8	7.5	7.7							
	30 生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	<0.5	0.6	<0.5	0.7							
	31 化学的酸素要求量	mg/L	90以下	2.3	2.8	2.6	2.5							
	32 浮遊物質	mg/L	60以下	<1	<1	<1	1							
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下	-	-	-	-							
	34 ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下	-	-	-	-							
	35 フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	-	-	-							
	36 銅含有量	mg/L	3以下	-	-	-	-							
	37 亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-							
	38 溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	<0.05	0.22	0.13	0.06							
	39 溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	-	-	-							
	40 クロム含有量	mg/L	2以下	-	-	-	-							
	41 大腸菌数	CFU/mL	日間平均800以下	<1	<1	<1	<1							
	42 窒素含有量	mg/L	120以下 日間平均60以下	8	6.6	7.9	3.7							
	43 燐含有量	mg/L	16以下 日間平均8以下	0.039	0.03	0.022	0.023							

(注1):ダイオキシン類の検査について 採取した年月日: 結果の得られた年月日:

(注2):【基準省令】とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)をいう。

(注3):【検出されないこと】とは、基準省令第3条の規定に基づき検査した場合において、その結果が、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。